

ストレスチェック機能で簡単実施！

高ストレス者のケアまで幅広く対応

✔ 「ストレスチェック制度」とは？

従業員が自身のストレスチェックがどのような状態にあるのかを把握する検査。

労働安全衛生法の改正に伴い、**常時使用する労働者が50名以上の事業所では年に1回ストレスチェックの実施が義務**

※50名未満の事業所では努力義務

- ☐ 登録されている従業員、一斉配布される為配布準備は必要なし
- ☐ 煩雑な集計は必要なし
- ☐ 簡単なアンケートに答える形式で自動作成
- ☐ 実施状況も把握できる

運用イメージを紹介します。実施事務事業者・実施者・受検者様を当社システム内で一括対応

システムの流れ

登録された従業員に対して
ストレスチェックを実施



かんたんアンケートに答え
ストレスチェックを実施



ストレスチェックの結果を
その場ですぐ判断



医師が面談希望者に対し
面談指導を行う



✔ ストレスチェックは法律で定められた義務！！

導入義務・労基署への実施報告義務があり、
未実施または、未報告の場合には最大50万円の罰則金が課されることがあります。

結果報告書提出も**必須**です！

常時五十人以上の労働者を使用する事業者は、
一年以内ごとに一回、定期的に心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書(様式第六号の二)を
所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

引用元：労働安全衛生規則 第52条の21

未実施の場合、安全配慮義務に**違反**の可能性も・・・
会社に対して民法415条1項に定める「債務不履行」による**損害賠償**が請求されることも・・・

「労働者は雇用契約に基づき、使用者からの指示命令に従って働く場所、時間、機器などの環境を決める企業は、労働者の生命、身体はもちろん心身の健康を保ちながら働けるよう職場環境に十分な配慮が必要」

引用元：労働契約法5条